

# ハイヤー利用券の交付申請を受け付けます。

## 1. 対象者

次の(1)から(5)のすべてに該当する人

- (1) 本別町に住民票がある人
- (2) 自動車の運転免許を持っていない人か  
免許は持っていますが自動車を持っていない人か  
持っていますが運転できないか運転しない人
- (3) 町税や使用料を滞納していない人
- (4) 入院や福祉施設などに入居していない人
- (5) 次のイ～ホのどれかに該当する人

イ 65歳以上

ロ 身体障害者手帳、療育手帳、  
精神保健福祉手帳の交付を受けている

ハ 自立支援医療か療育医療の  
給付を受けている

ニ 要支援認定か要介護認定を受けている  
ホ 障害者年金を受給している



令和7年3月31日までに  
65歳になる人は、  
誕生日から申請できます。

## 2. 金額

お一人あたり1万5千円利用分(500円券×30枚) ※有効期限：令和7年3月末日  
※令和6年度に免許を返納した人は5千円の利用分を加算します。(500円券×10枚)  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日、運転免許の取り消し通知などの証明が必要です。)

## 3. 使い方

ハイヤー乗車時に500円分の利用券として使用できます。

※申請者本人が乗車するときだけ使えます。(本人以外の方が同乗しても構いません。)

※1回の乗車で何枚でも使うことができます。 ※おつりは出ません。

※町外に行くときにも使うことができます。 ※本別ハイヤー以外では使えません。

## 4. 申請方法

①裏面(申請書)の太枠内に必要事項を記入してください。

※本人以外の方が代筆しても構いません。

※用紙1枚で2人まで申請できます。(同じ住所の方に限ります。)

②役場窓口への持参(役場、各出張所、町立病院、ケアセンターなど) ※代理提出も可  
郵送(〒089-3392 北2丁目4番地1 役場企画財政課宛て)

ファクス(22-3237)

などでご提出ください。

③利用券は、審査終了後、申請した方のご自宅へ順次発送します。

問い合わせ先

本別町役場企画財政課

電話 28-0345 ファクス 22-3237